

区 民 の 声 の 公 表【令和8年（２０２６年）４月受付分】

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
成城4丁目公園へのペット禁止	成城みつ池緑地(成城4－20－8)の北側に新しくできた遊歩道部分で、ペットの同伴が禁止されているのはなぜでしょうか。	当該地は、成城みつ池緑地(成城4－20－8)の接道部に歩道がないことから、最低限歩行者が安全に通行できること等を目的に開園したものです。 成城みつ池緑地は、多様な樹林や湧水、希少な動植物など優れた自然環境を有しており、区では国分寺崖線上の重要なみどりの拠点として位置づけています。また、特別緑地保全地区及び特別保護区に指定されています。 当該地も成城みつ池緑地の一部であることから、希少な動植物を含む生態系への影響を確実に回避する必要があるため、ペットの同伴は不可としています。特に、犬などのペットの立ち入りにより、鳴き声・気配・におい等が野生動物の行動や繁殖に影響を及ぼす可能性があることから、このような取扱いとしています。	みどり33推進担当部 公園緑地課 砧公園管理事務所	電話:03-3417-9575 FAX:03-3417-9573	令和8年(2026年)4月1日	
三軒茶屋パティオ口の喫煙所について	パティオ口の喫煙所にはパーテーションがありますが、煙も臭いも道路に漏れており、通行する際いつも息を止めて通り過ぎるくらい迷惑しています。副流煙は、喫煙者よりも健康を害するリスクが高いのにも関わらず、なぜあのような人通りの多い公共空間に屋外喫煙所の設置が認められているのでしょうか。特に土日祝日は、喫煙者の集窟になっており、美観的にも三軒茶屋のイメージを毀損していると思います。また、コンテナ型であってもサッシから副流煙は漏れますので、受動喫煙防止の観点から、コンテナ型への建て替え等ではなく、パティオ口からの撤去を求めます。	三軒茶屋駅周辺においては、歩きタバコやたばこのポイ捨てが多く見受けられる状況があり、こうした危険行為の削減、及びまちの環境美化の促進を目的として、平成20年(2008年)より現在の場所に指定喫煙場所を設置しています。 一方で、現在の喫煙場所の在り方について、周辺環境への影響や受動喫煙に関する懸念があることは、区として重く受け止めています。 区は現在、たばこの煙や臭いが外部に漏れにくいコンテナ型喫煙場所の設置や、他の場所への移設について検討を進めています。しかし、喫煙場所の新設や移設にあたって、地権者や近隣にお住まいの方々のご理解とご協力が不可欠であることに加え、建築基準法等の関係法令を遵守する必要があるため、直ちに実現することが難しい面があります。 そのような中においても、区民の皆さまの健康への影響等を可能な限り軽減できるよう、関係機関と協議を重ねながら、今後の改善に向けて引き続き検討してまいります。 なお、受動喫煙に関するご相談につきましては、「世田谷区受動喫煙相談コールセンター」でも承っておりますので、ご活用ください。	環境政策部 環境保全課	電話:03-6432-7137 FAX:03-6432-7981	令和8年(2026年)4月1日	受動喫煙に関する個別のご相談等 世田谷区公式ホームページ
太いタイヤの電動自転車 が歩道走行することの危険性について	近年タイヤが太く車体の大きい電動自転車が歩道を走行する場面があり不安を感じている。これらの車両は重量が大きく万が一接触した場合の危険性が高いと感じる。 歩道における自転車の安全利用の周知徹底や注意喚起必要に応じた指導強化などについてご検討して欲しい。	タイヤが太く車体の大きい電動自転車や一般的な自転車は全て道路交通法の「軽車両」にあたり、原則車道を走行することとなっています。このルールを知らず運転している方がいることがその原因と思われる。 区は引き続き、交通安全教室や自転車安全利用講習の実施、各種広報媒体による自転車走行ルール遵守の呼び掛けを、区内4警察署と連携して取り組みます。	土木部 交通安全自転車課	電話:03-6432-7966 FAX:03-6432-7996	令和8年(2026年)4月1日	
スポーツ施設の付帯設備	J&Sフィールドを利用しましたが、フィールド内及び近くに水道設備がなく問題と思います。夏場の人工芝フィールドは非常に高温になる為、熱中症の危険性がより高まりますが、水道設備がないまま運用することは非常に危険で、この状態が運用開始からいまままでに改善されていないことに憤りを感じます。場所を提供する事は良い事ですが、不完全な状態での運用には危険を伴う事を認識して施設整備をして下さい。 今まで事故が起きていないかもしれませんが、いつ事故が起きてても不思議ではないと思います。	現在、フィールド内に散水栓とホースが設置されており、ご自由にお使いいただくことができます。一方で、飲水・手洗い用の設備はフィールド内にはなく、最寄りの設備はオウカス世田谷仙川前の駐車場にトイレ、自動販売機があります。 J&Sフィールドは、第一生命保険株式会社が保有するグラウンドを日本女子体育大学と区が共同で借り受け、ご利用いただいている施設です。第一生命保険株式会社が保有する敷地であるため、即時の新規設備の設置は難しく、ご不便をおかけしますが、いただいたご意見は、第一生命保険株式会社とも今後の課題として共有しました。	スポーツ推進部 スポーツ推進課	電話:03-5432-2744 FAX:03-5432-3080	令和8年(2026年)4月6日	
16歳からの免許取得を通じた自尊心向上と交通安全無償化パッケージ	令和8年(2026年)4月より自転車への「青切符」制度が開始され、現場では「準備不足」による混乱が起きています。 自転車が車道へ追いやられ、バスや大型車と接触しそうになる「死の危険」が日常化しています。 この危機に対し、世田谷独自の新しい安全モデルを提言いたします。 ① 学校・区立施設での「免許取得」出張受験・無償化 ② 官民連携による「体験型セーフティ・フェス」の開催 ③ 全世代対応の「地域交通安全サロン」 ④ 「実践的な安全装備」と自賠責保険の徹底教育 ⑤ 自動車免許への「ステップアップ優遇」	自転車は全て道路交通法の「軽車両」にあたり、原則車道を走行することとなっています。 区は、引き続き交通安全教室や自転車安全利用講習の実施、各種広報媒体による自転車走行ルール遵守の呼び掛けを、区内4警察署と連携して交通安全の啓発に取り組みます。 頂戴したご意見のうち、車からの死角体験や世代間ルール齟齬の解消、ドライバーとの目視による意思確認、保険の重要性などは施策の参考とします。 なお、運転免許証に関することは、警察庁までご提案ください。	土木部 交通安全自転車課	電話:03-6432-7966 FAX:03-6432-7996	令和8年(2026年)4月8日	
マイナンバーカードの更新手続き	以下の3点について、意見を述べます。 1. 人口に対して、予約枠数が非常に少ないと思います。 2. 他自治体と比較して、交付を受けられるまでにかかる時間が多すぎると思います。 3.区長のスタンスとして、マイナンバー制度に対して慎重に取り組んでいる反面、「窓口のデジタル化の遅延」や「人員投入の不足」という点で問題があると感じます。 上記の点を踏まえ、マイナンバーカードの臨時交付窓口の増設推進してほしいです。	区民の皆様但至少でも早く交付できるよう最大限の予約枠を設けておりますが、交付の開始から10年が経ち成人の方のマイナンバーカード更新が始まったことや、健康保険証の新規発行が終了したことによるマイナ保険証への切り替えのため、マイナンバーカードの申請が想定を大幅に越える状況となっております。 世田谷区マイナンバーカードセンターの予約枠の拡充に加え、不定期ながら土曜日・日曜日に臨時窓口を開催し、また、郵便局での受け取りを開始する等、交付体制の改善及び効率化に努めております。	地域行政部 マイナンバー担当課	電話:03-6413-9481 FAX:03-6413-9482	令和8年(2026年)4月9日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
三軒茶屋、茶沢通りのカ ラス被害について	出勤時、7時過ぎに茶沢通りを駅に向かって歩いていますが、毎朝歩道を歩けないくらいカラスが ゴミを荒らしています。今朝は本当にひどいものでした。なんとか対策していただけないでしょ うか。	清掃事務所では、ごみの排出に関し、ルールが守られていない悪質なケースにつきましては、現地確認のうえ指導や啓発用 ビラの配布等を行っております。 収集日の早朝に現地を確認したところ、この時間帯で既に排出されているごみ袋が破れ、ごみが散乱している箇所はありま したが、区のごみ排出ルールに反する排出は確認されませんでした。 野鳥、とりわけカラスによるごみの散乱は区内各所で発生しており、現時点においてこれを完全に防止する方法はございま せん。しかしながら、当該路線はこれまでも多くの意見が寄せられていることから、排出状況の巡回調査を実施しているほ か、商店街であることも考慮し、朝一番での収集を実施しております。 清掃事務所では、家庭ごみの収集および処理施設への運搬を主な業務としておりますが、収集作業中に散乱ごみに遭遇し た場合には、収集員が手作業で回収している状況です。 一方で、ごみを排出される皆様お一人おひとりの工夫やご協力により、散乱被害を軽減できる部分もあるものと考えており ます。排出される方から相談を受けた場合には、一般的にカラス被害の軽減に効果があるとされる対策について、以下をご 案内しております。 地域における工夫・啓発について カラス被害を抑制するためには、ごみの排出方法を工夫していただくことが有効です。 破袋被害を防ぐための具体的な工夫として、次のような方法が挙げられます。 ・夜間や早すぎる時間帯のごみ出しを避けること ・生ごみが外から見えないうよう、紙で包む、袋の中央に入れるなどの工夫を行うこと ・ふた付き容器を用いて排出すること ・防鳥ネットを使用すること ※容器や防鳥ネットの使用については、住民の皆様方の自主的な管理・工夫による対応に位置付けられており強制力があり ません。繁殖期にはカラスも攻撃的になると言われております。通行の際は十分ご注意ください。	環境政策部 世田谷清掃事務所	電話:03-3425-3111 FAX:03-3425-8381	令和8年(2026年)4月9日	
富士山の噴火による降灰 と下水のリスク	富士山の噴火による降灰で大量の灰が下水管に流入した場合、トイレが使えなくなるリスクや感染 症のリスクがあると思われます。世田谷区の区民に対する要請では降灰を各戸が集めて家庭に置 いておくとされていますが、それに対応できるのでしょうか？また、桜島の噴火による降灰被害に 定期的に見舞われる鹿児島市からのアドバイスは参考にされているのでしょうか？	ご指摘のとおり、大量の降灰が下水管に流入すると詰まりや処理機能低下を招き、トイレ等の利用にも影響が出る おそれがあります。地域防災計画では、下水道機能の維持を最優先する観点からも、初動期は各家庭や事業所で可 能な範囲で灰を集め、雨どいや排水口・側溝に流さず、袋に詰めて密閉し、一時的に保管いただくことを基本方針と しております。 一方、降灰の量や広がりに応じて、そういった対応では不十分な場合も考えられることから、東京都、清掃事業者、 道路管理者等と連携しつつ、集積場所の設置や収集・運搬、処分の体制等を段階的に整える想定です。 国や都のガイドラインには鹿児島市をはじめ、日常的に降灰対策に取り組む自治体の資料や運用事例が反映されて います。それらの知見を踏まえつつ、世田谷区の実情に合わせて、関係機関と連携し、情報提供と体制整備を着実に 進めてまいります。	危機管理部 災害対策課	電話:03-5432-2262 FAX:03-5432-3014	令和8年(2026年)4月10日	
学校体育館の一般開放に ついて	私たち家族は、趣味としてバドミントンを行っていますが、体育館を利用できず困っています。 世田谷区では、小・中学校の体育館を団体に貸し出していますが、けやきネットを通じた月1回の抽 選制のため、当選しなければ利用できない状況で、当選するのは月1回あるかどうかです。 1)他区の事例について 練馬区や千代田区では、事前予約が必要な学校や曜日もありますが、学校・曜日・競技種目などを 細かく区分し、一般開放を行っています。そのため、極端に言えば、毎日どこかの体育館でバドミ ントンを行うことが可能です。 世田谷区においても、練馬区や千代田区の取り組みを参考にし、より自由に利用できる仕組みを検討 していただきたいと考えています。 2)施設利用の効率化について 世田谷区の場合、例えば私たち家族は4,5人での利用のため、バドミントン3面分の広さがある体 育館であっても、実際に必要なのは1面のみで、他のスペースが余ってしまいます。 このような状況を改善するため、利用方法をより効率的に見直し、より多くの方が体育館を利用で きる仕組みづくりを進めていただきたいと思います。	はじめに、施設予約につきまして、けやきネットでは、月初めの1日～4日を抽選申込期間とし、5日に抽選を行い、 利用団体を確定しております。上記期間内に予約のない学校施設については、6日から先着順で予約することが可 能であり、可能な限り空き枠を無駄にしない仕組みで運用しております。より多くの皆様が学校施設を利用できる よう、他区の事例等も確認しながら、今後の仕組みづくりに努めてまいります。 次に、施設利用の効率化につきまして、ご提案のように同じ学校施設や時間帯で複数の団体が利用できる運用は、 より多くの団体の皆様が学校施設を利用できるようになるものと考えております。一方で、複数の団体が共用で使 用することにつきましては、安全の確保や運用方法の検討等が必要となることから、早期の実施には課題があるも のと考えております。しかしながら、多くの区民の方が施設を利用いただけるよう、施設開放のあり方を検討してま いります。	学校教育部 地域学校連携課	電話:03-5432-2984 FAX:03-5432-3025	令和8年(2026年)4月10日	
生活保護申請の時の、銀 行通帳のコピー送付とい うのを無くして欲しいで す。	生活保護申請の時の、銀行通帳のコピー送付というのを無くして欲しいです。生活保護バッシング で何年も傷つけられ、更に減額されて精神的苦痛を強いられました。更に疑うような、銀行の 通帳のコピー送付は更に傷つくので、やめてほしいです。	生活保護を利用される立場の方が、偏見や誤解により傷ついてこられたことについては、重く受け止めております。 通帳の写しの提出につきましては、申請者全員を対象に資産や収入の状況を確認するためをお願いするものであり 、申請内容を正確に把握し、適正に保護を決定するために必要なものとなります。提出された書類は保護の決定 に必要な範囲でのみ使用し、個人情報として適切に管理しています。	烏山総合支所保健福祉セン ター 生活支援課	電話:03-3326-6110 FAX:03-3326-6169	令和8年(2026年)4月13日	
駒沢大学駅に図書カウ ンターの設置を	駒沢大学駅周辺には徒歩圏内に書店や図書館がなく、日常的に本を利用したい際に不便を感じて います。特に電車を利用しない子育て世帯にとっては、学習に必要な書籍の入手や、子供が気軽に 借りたり返却できる場所がないことが負担になっています。本を手にとって選べる図書館の新設が 理想ですが、せめて予約本の受取・返却ができる図書カウンターや無人受取ボックスのような仕組 みを設置していただけると非常に助かります。	世田谷区では、概ね半径1km・徒歩15分圏内に図書館及び地域図書室を、乗降客数が多い三軒茶屋駅・二子玉川 駅・下北沢駅の近隣に予約圖書の受取・返却ができる図書館カウンターを設置しています。 また、令和6年(2024年)4月以降、非来館型サービスの充実を図るため、開館時間外に予約圖書の受取りがで きる図書館ブックボックスを4か所設置し、利便性向上に取り組んでいるところです。 図書館カウンターやブックボックスの設置にあたっては、場所の確保のほか、配送方法や人員の手配など各種課題 がありますが、より良い読書体験が得られるよう現在、ブックボックスの更なる拡充に向けた取り組みを進めていま す。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話03-3429-1811(代) FAX:03-3429-7436	令和8年(2026年)4月16日	
認知症「アクション講座」 の講師を一般区民に開放 せよ	他自治体等が開催している「認知症サポーター養成講座」を世田谷区では認知症とともに生きる希 望条例制定後から、「アクション講座」と呼称し、今や内容も大きく改善され、希望条例の価値観、認 知症があってもなくても住み慣れた地域で自分の意思を尊重された生活を送るを広く区民に普及 啓発出来ていると思っております。 しかしながら現状、その「アクション講座」の講師があんしんすこやかセンターまたは認知症在宅生 活サポートセンター職員に限定されていることに、大きく疑問や不満を感じております。 希望条例の価値観を広く区民に普及啓発するのには、区民自らが講師となることも大いに効果的 であると考えておりました。 現状あんしんすこやかセンターまたは認知症在宅生活サポートセンター職員しか講師が出来ないの はなぜでしょうか。理由を明確に回答して下さい(どの条例を根拠としているかなど、区議会議員 の目が入っている、行政官だけで決めていることが分かるようにはっきり回答して下さい)。 また現状あんしんすこやかセンターまたは認知症在宅生活サポートセンター職員しか講師が出来な い現状はただちに是正されるべきであり、早急にアクション講座講師養成カリキュラムを策定し、区 民の希望者が受講し、アクション講座講師となることやアクション講座の主催者にもなれるように、 制度を整えて下さい。 カリキュラムの策定、希望する一般区民への養成講座開催はいつになるのか、明確に回答願いま す。	現在、アクション講座の講師は、主にあんしんすこやかセンターや認知症在宅生活サポートセンターの職員等が担っ ていますが、これは条例等により講師を限定しているものではありません。 区が行う認知症サポーター養成は、厚生労働省が実施する「認知症サポーターキャラバン」における取り組みであり、 厚生労働省の通知で定められている「認知症サポーター等養成事業実施要綱」に基づき、対象者、研修内容、研修時 間など、講座の質の確保と適切な運営管理の基準に則って実施しています。対象者につきましては「1. 認知症介護 指導者養成研修修了者 2. 認知症介護リダー研修または認知症介護実践研修専門課程修了者 3. 介護相談員 4. 公益社団法人「認知症の人と家族の会会員」その他認知症に関する基本的な知識や介護経験等がありキャラ バン・メイトの業務を適切に実施できる者として自治体が認めた者で、原則として年間10回程度講座を開催すること ができる者とする。」などの規定があります。また、世田谷区では、こうした全国共通の仕組みに加え、希望条例の理 念や区独自の取り組みへの理解を深める内容を講座に組み込んでおり、講座の質を担保する観点から、現時点では主 に専門職を中心とした体制で運用してきた経緯があります。 ご指摘のとおり、区民に広く普及啓発を進めていくためには、現在の講師体制だけでは十分とは言えず、講師役を 担っていただく方の裾野を広げていく必要はあると考えており、区民自らが講師となり、学びと実践を地域で広げ ていくというご提案は、希望条例の理念にも合致するものであり、区としても重要な視点であると受け止めており ます。	高齢福祉部 介護予防・地域支援課	電話:03-5432-2954 FAX:03-5432-3085	令和8年(2026年)4月17日	
壺井栄に関する情報提供 について	香川県小豆島の二十四の瞳映画村内の壺井栄文学館のパンフレットに掲載されている壺井栄の略 年譜について、世田谷に関する記載に誤りと思われる箇所があったため、現地で指摘した。参考ま でに情報提供する。	こうした丁寧なご確認とご指示は、展示内容や資料の正確性を維持・向上していくうえで大変貴重なものであり、関 係者一同、感謝申し上げます。	生活文化政策部 文化・国際課	電話:03-6304-3427 FAX:03-6304-3710	令和8年(2026年)4月17日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
路上喫煙	玉堤1丁目の細い道にて、裏道を深夜、喫煙しながら通る歩行者が多くて迷惑しています。話し声もするので対策、取締まりをお願い申し上げます。	世田谷区では、屋外の公共の場所等での環境美化の促進及び迷惑防止のため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は指定喫煙場所を除き禁煙としております。区では「世田谷区たばこルール」に基づき、歩行喫煙や吸い殻のポイ捨てなどについて、マナー向上を目的とした啓発を行っております。当該地域につきましては、環境美化指導員による巡回を実施し、路上喫煙が確認された場合には、指導を行います。また、具体的にお困りの場所には、啓発用の路面標シートを貼付することもできますので、環境保全課までご連絡ください。なお、話し声による騒音等につきましては、状況に応じて警察へのご相談もご検討いただければと思います。	環境政策部 環境保全課	電話:03-6432-7137 FAX:03-6432-7981	令和8年(2026年)4月20日	
父母の学校行事参加について	令和8年(2026年)4月1日に施行された改正民法により、選択的共同親権が導入され父母の協力義務(民法第817条の12)が明確化されました。これにより、離婚後・別居後の父母が協力して子を養育する環境が求められるようになりました。 このたび、貴自治体が管轄する小中学校における学校行事(入学式・運動会等)への別居親の参加について、お伺いしたくご連絡いたしました。 令和8年(2026年)4月1日の毎日新聞記事では、選択的共同親権施行後の学校現場の対応について、教師の負担の懸念が報じられました。同記事によると、文部科学省は昨年10月に法務省解説資料の周知を全国教育委員会に通知したものの、現場への浸透度はまだ不透明とのこと。法務省Q&A(特にQ4-20)では、共同親権の場合、別居親の学校行事参加について基本的に認めることができるとし、同居親から制限の申し出があった場合は父母間で協議し結果を学校に報告することを求める対応が例示されています。 そこで、貴自治体におかれましては以下の点についてご教示いただけますでしょうか。 質問1:令和7年(2025年)10月の文部科学省通知により、法務省解説資料は貴自治体および管轄校に周知されましたでしょうか。 質問2:別居中または離婚後の共同親権父母において、学校行事参加について父母の協議が整わず、同居親が別居親の参加を制限したい旨を学校に伝えた場合、貴自治体管轄の学校ではどのように対応されますでしょうか。 質問3:上記の場合に学校ごとに判断が異なる不公平が生じないよう、貴自治体としてどのような配慮をされるご予定でしょうか。 お忙しいところ恐縮ですが、貴自治体のご対応方針をご教示いただけますでしょうか。	質問1につきまして、法務省による解説資料は提供しております。今後、対応フロー等を教育委員会から周知できるよう進めてまいります。 質問2につきまして、法務省の資料等に基づき、児童生徒の安全の確保を第一に考え、当該子や父母の事情を考慮して対応してまいります。 質問3につきまして、法律的な見解も含めて、児童生徒の安全の確保を第一に考え、各学校へ専門的な指導及び助言を行ってまいります。	学校教育部 教育指導課	電話:03-5432-2706 FAX:03-5432-3041	令和8年(2026年)4月20日	
ファミリサポート実質無償化	現在、ファミリー・サポート・センター事業を利用しております。 今後、利用料の実質無償化が検討されていると伺い、大変ありがたい制度である一方、現場の状況について懸念があり、ご意見をお送りいたします。 現状、援助会員(保育者)1人に対し、利用会員(保護者と子ども)が複数いる状況であり、援助会員の不足から、希望する日時に利用できないケースが既に発生しております。実際に、他の利用会員の方と日程が重なり、利用を断念せざるを得ないこともあります。 このような状況の中で利用料の実質無償化が実施された場合、利用希望者のさらなる増加が見込まれ、現在以上に予約が取りづらくなるのではないかと危惧しております。 つきましては、制度の拡充にあたり、援助会員の確保・育成を先行または同時に進めていただくなど、安定して利用できる体制整備をご検討いただけますと幸いです。 あわせて、援助会員の担い手を増やす観点から、謝礼水準(利用金額)の見直しについてもご検討いただけますでしょうか。適切な対価設定により、担い手の確保・継続につながることを期待しております。	区では、援助会員が利用会員に比べて少ない状況が続いていることを踏まえ、新たな援助会員の確保に向けて、令和7年(2025年)4月から援助会員登録に必要な研修のテキスト代金を無償化し、6月からは「地域コミュニティの担い手づくり支援事業」の一環として、研修修了後に援助会員として登録した方を対象に、せたがやPay2,000ポイントの配付を開始しました。 また、令和8年(2026年)10月から、区が謝礼金に上乗せをすることで、援助会員が子ども1人につき、1時間あたり1,300円を受け取れるよう準備を進めております。 【区HP:https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/31832.html】 区では、こうした取組を通じて、援助会員の新たな担い手の確保を図るとともに、援助会員が継続的に活動できる環境の整備に努めてまいります。	子ども・若者部 子ども家庭課	電話:03-5432-2569 FAX:03-5432-3081	令和8年(2026年)4月23日	(重要)令和8年4月に「預かり開始の月齢」10月に「謝礼金」が異なります (世田谷区公式ホームページ)
世田谷区役所東棟2階ラウンジの環境維持に関する要望	新庁舎東棟2階、イーグレットホールに隣接するラウンジについて、現在の開放的で静かな環境を維持し、安易な有料化や飲食店舗の設置を行わないよう強く要望いたします。 私は中学生の子を持つ保護者ですが、子供は放課後、このラウンジに立ち寄り、タブレット学習をしてから帰宅することを日課としております。この場所には以下の素晴らしい価値があると感じています。設計段階で掲げられていた「ケヤキの木の下のかつろぎ」というコンセプトが形になっており、世田谷らしい「ゆとり」を感じられる貴重な空間です。意匠を凝らした椅子や開放的な吹き抜けは、区民が誇りを持てるものです。空気清浄機が設置されるなど衛生面にも配慮されており、何より利用者が自律的に静寂を守っています。中学生が一人でも安心して立ち寄り、集中して学習できるこのような場所は、地域において他に代えがたい存在です。 すべてを有料化・収益化するのではなく、誰もが自由に、ただそこにいられる「余白」があることこそが、公共建築としての品格ではないでしょうか。先日、職員の方々が収益化や飲食サービスの導入を検討されている様子を拝見いたしました。しかし、無理に収益を求め、調理設備や売店を導入すれば、現在の静かな雰囲気や高い意匠性が損なわれることは火を見るより明らかです。「使い勝手が悪い(＝収益を生みにくい)」という点は、裏を返せば「静かに過ごすために最適化されている」という、この場所の最大の長所でもあります。 また、最近はお昼時などに職員の方々が場所取りをされ、業務に関連すると思われる内容の話が周囲に聞こえてくる場面も見受けられます。区民の静かな利用を妨げるだけでなく、情報管理の面でも懸念を感じております。こうした現状を改善し、本来の設計意図である『区民のための憩いの場』としての規律を保っていただきたいです。どうか、目先の収益にとらわれず、区民が現在進行形で享受している「静かで質の高い交流空間」を、今の形のまま守ってください。過度な商業化は、この建物の価値を下げてしまうと考えます。	ラウンジは、現在、暫定的利用として区民の方に開放しており、飲食物の提供は行っておりませんが、令和9年(2027年)の4月からは、世田谷区本庁舎等整備工事の第2期竣工に伴い、軽食と飲み物を提供する予定です。この取り組みは、収益を目的としたものではなく、本庁舎等での区民サービスの向上の観点から実施するもので、現在同様、利用者の方のご利用環境に配慮し、静かな雰囲気や運営を継続できるよう、努めてまいります。 なお、令和8年(2026年)11月には本庁舎に区民交流スペースを始めとした区民利用・交流拠点施設が開設します。こちらは市民活動支援の拠点として、区内活動団体等が、予約不要かつ無料で利用ができ、参加や交流が生まれることを目指した場所です。ここには、個人利用スペースやカウンタースペースが設けられる予定で、学生の学習スペースとしての利用も想定しております。 また、ご指摘いただいたようなラウンジにおける職員の場所取りにつきましては、当該スペースの設置趣旨から、適切ではないものと考えております。今後も、区民の方が利用できる空間として維持するため、職員に対して注意喚起を行ってまいります。	生活文化政策部 文化・国際課	電話:03-6304-3427 FAX:03-6304-3710	令和8年(2026年)4月23日	
ガイドブックが古すぎる	30年ぐらゐ前から、中央図書館を利用していますが、昔からガイドブックが古すぎて役に立ちません。コロナで潰れた店がたくさんあることを知らないはずがないので、国内は近いからまだいいですが、海外で特に日本人に人気の地域、台湾・韓国・バリ・ハワイ辺りは新しいガイドブックを置いていただきたいです。 また、新書も入荷が他の区よりも遅い気がします。	ガイドブックにつきましては、国内・海外とも新刊発売に合わせて新しい本を購入しています。しかし、新しい資料は貸出中・予約多数であることが多く、図書館の本棚にて手に取ることが難しい状況となっております。ご迷惑をおかけし申し訳ありません。 新しいガイドブックの充実、情報が古すぎる資料の見直しについては、今後も行っていきます。また一部のガイドブックについては、図書館電子書籍サービスにても読むこともできますので、ぜひご利用ください。 新書についても、利用者のみみなさまの要望などを踏まえて、新しい情報を提供できるよう購入しています。しかしガイドブックと同様、人気のある新書は貸出中・予約中のことも多いため、図書館の本棚で手に取ることが難しい状況です。新書についても、図書館全体で購入冊数を増やすなどの対応を進めたいと考えています。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話03-3429-1811(代) FAX:03-3429-7436	令和8年(2026年)4月24日	
高齢者の安否見守りについて	とある方から「他区には安否確認や見守りの制度がある一方で、世田谷区には同様の制度がない」という話を聞きましたが、世田谷区における安否確認・見守りの制度には、どのような取組があるのでしょうか。	区では、ひとりぐらし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さまざまな見守りサービスや民間事業者と協力した見守りを行っています。 さまざまな見守りサービスとは、①区登録の見守り機器サービスの契約を行った高齢者に対し、月額利用料の一部を補助する「ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助事業」、②24時間365日の電話相談を行う「高齢者安心コール」、③介護保険サービスを利用していない等の80歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、④あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターが中心となって行う「あんしん見守り事業」、⑤住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」です。 世田谷区ではこれらの見守りサービスと、区と高齢者見守り協定を締結した民間事業者と協力した見守りにより、高齢者の生活状況の変化に対する「気づき」をあんしんすこやかセンターや区につなげ、高齢者の在宅生活を支援しています。	高齢福祉部 高齢福祉課	電話:03-5432-2407 FAX:03-5432-3085	令和8年(2026年)4月24日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
連休中の生活保護申請と食糧配布	大型連休中の生活保護申請受付と食糧配布をお願いしたい。	福祉事務所では、地方自治法や行政手続法の規定に基づき、開庁日を定め、届出の受理は開庁時間内に行っており ます。緊急食糧の配布は、この届出にかかるご相談にあたり必要となる援助のひとつとして提供するものです。 要保護者が急迫した状況(当面の生活費や住居がないなど)にあるときは、生活保護法第7条のただし書の規定に 基づき申請がなくても緊急の保護を行う場合がありますが、この対応は、ご提案にある初期緊急診察のように夜 間・休日に専用の窓口を設けて対応するものではなく、あくまでも緊急の場合の対応となります。 福祉事務所でもできる限りの支援に努めておりますが、区ホームページやSNS、区広報掲示板等で周知させていた だいておりますとおり、生活保護の相談・申請手続き等につきましては、大型連休中の前に窓口においてご相談い ただくようお願いしております。	烏山総合支所保健福祉セン ター 生活支援課	電話:03-3326-6112 FAX:03-3326-6169	令和8年(2026年)4月27日	
幼稚園の預かり保育の補助金について	幼稚園の預かり保育については、月額490円、月額12300円とありますが、 なぜ月額上限が設けられているのでしょうか？ 勤務日に預かりを利用すると、1日の料金が490円を超えてしまいます。しかし、毎日勤務している わけではないので、合計では月額を超えません。 月額上限を撤廃して頂きたいです。	ご意見いただきましたとおり、区では、幼児教育・保育の無償化の対象となる教育標準時間外に利用される預かり 保育について、現在、月額450円月額11,300円を上限として保育料の補助を行っており、令和8年10月からは、 月額490円月額12,300円に拡充いたします。この月額及び月額の上限額は、全国的な平均利用実態を踏まえて 国が定めているもので、現行の区の無償化は国の制度に基づき運用しているところです。 私立幼稚園の預かり保育料の月額が、補助金の月額上限額を上回っている園があり、預かり保育の利用負担が大 さいというご意見は、今後の施策を検討する上での参考にさせていただきます。	子ども・若者部 子ども・若者支援課	電話:03-5432-2066 FAX:03-5432-3016	令和8年(2026年)4月27日	
ふるさと納税	世田谷区のふるさと納税の返礼品に野菜や花がないのが納得いきません。 世田谷区の農福連携事業と絡めて、障害者雇用と合わせれば世田谷区の知名度から言っても求め る方がたくさんいるはずです。	ふるさと納税の返礼品については、総務省が基準を定めており、自治体が返礼品として取扱う場合は事前にその基 準に沿っている旨を申請し、認められる必要があります。 今回ご提案いただいた内容は、供給量や配送の課題等も想定されますが、基準のうち「区域内において生産された もの」に該当し、ふるさと納税の返礼品として認められうるものと考えております。 本制度を活用し、世田谷の魅力を全国に発信できるよう、今回ご提案いただいた内容を含めまして、さらなる返礼 品の拡充に取り組むとともに、寄附の制度であるという本制度の趣旨に鑑み、寄附の使い道をわかりやすくお伝え していくなど、世田谷区への寄附(ふるさと納税)につながるよう引き続き取り組んでまいります。	政策経営部 ふるさと納税対策担当課	電話:03-5432-2190 FAX:03-5432-3047	令和8年(2026年)4月28日	
小学校の学習用タブレッ トケースの対応について	区立小学校に通う児童の保護者です。 日頃より、教育DXの推進および児童の安全確保にご尽力いただき、ありがとうございます。 このたび通知のありました学習用タブレットキーボードケースに関する対応につきまして、安全面を 最優先とした措置であることは十分理解しております。 一方で、キーボードケースのコネクタを外した状態では、タブレットの使用において文字入力等が大 変しづらく、学習面での利便性や効率が低下していると感じております。特に、長文入力や調べ学 習などにおいては、画面上のキーボードのみでは負担が大きい状況です。 そこで、家庭の判断と責任において、外付けのキーボードケースやBluetoothキーボード等を別途 用意し、使用することが可能かについてご検討いただけないでしょうか。	学習用タブレットのキーボードケースについては、発煙や発熱等の報告があったことから、安全を最優先とし、現在 はタブレット本体からキーボードケースのType-C端子を外して使用するようお願いしております。保護者の皆様には ご心配をおかけし、申し訳ありません。 お問い合わせいただいた外付けキーボード等の使用につきましては、ご家庭でご用意いただいた私物の外付け キーボードの使用を妨げるものではありません。 ただし、Bluetooth接続のキーボードを学校内でタブレット本体と初回ペアリングしようとした場合、接続範囲内に ある複数の機器が表示され、接続対象の機器を正しく選択できない場合があります。そのため、有線接続のキー ボードをご使用いただくか、Bluetooth接続のキーボードを使用する場合には、ご自宅で初回のペアリングを済ま せたうえで学校に持参していただくことが望ましいと考えております。 また、私物の外付けキーボード等を使用される場合は、学校での円滑な対応のため、使用を開始する前に、あらかじ め学校へその旨をお伝えいただけますようお願いいたします。	教育総合センター 教育DX推進担当課	電話:03-6453-1506 FAX:03-6453-1534	令和8年(2026年)4月30日	